

# 四 半 期 報 告 書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

(第103期第2四半期) 自 2014年 7月 1日  
至 2014年 9月30日

エーザイ株式会社

(E00939)

# 目 次

四半期報告書（第103期 第2四半期）

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	4
第3 【提出会社の状況】 .....	17
1 【株式等の状況】 .....	17
(1) 【株式の総数等】 .....	17
(2) 【新株予約権等の状況】 .....	17
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 .....	17
(4) 【ライツプランの内容】 .....	17
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 .....	17
(6) 【大株主の状況】 .....	18
(7) 【議決権の状況】 .....	19
2 【役員の状況】 .....	20
第4 【経理の状況】 .....	21
1 【要約四半期連結財務諸表】 .....	22
(1) 【要約四半期連結損益計算書】 .....	22
(2) 【要約四半期連結包括利益計算書】 .....	24
(3) 【要約四半期連結財政状態計算書】 .....	26
(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】 .....	28
(5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】 .....	30
2 【その他】 .....	36
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	37

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2014年11月13日
【四半期会計期間】	第103期第2四半期(自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役CEO 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	経理部長 金井 広一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	経理部長 金井 広一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第102期 第2四半期 連結累計期間	第103期 第2四半期 連結累計期間	第102期
会計期間	自 2013年 4月 1日 至 2013年 9月30日	自 2014年 4月 1日 至 2014年 9月30日	自 2013年 4月 1日 至 2014年 3月31日
売上収益 (第2四半期連結会計期間) (百万円)	304,456 (151,608)	269,056 (136,227)	599,490
営業利益 (百万円)	44,881	18,020	66,398
四半期(当期)利益 (第2四半期連結会計期間) (百万円)	30,503 (18,163)	10,509 (4,779)	38,501
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益 (百万円)	30,353	10,413	38,251
四半期(当期)包括利益 (百万円)	48,808	35,713	84,496
親会社の所有者に帰属する持分合計 (百万円)	510,507	539,454	526,320
総資産額 (百万円)	974,246	969,936	973,823
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (第2四半期連結会計期間) (円)	106.45 (63.48)	36.50 (16.59)	134.13
希薄化後1株当たり四半期(当期)利益 (円)	106.33	36.46	134.01
親会社所有者帰属持分比率 (%)	52.4	55.6	54.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	43,629	37,158	91,276
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	18,254	△13,068	20,885
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△87,994	△32,016	△115,109
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	122,845	155,650	153,921

(注1) 第102期より国際会計基準(IFRS)に準拠して連結財務諸表を作成しております。

(注2) 要約四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注3) 売上収益には消費税等は含めておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

(1) 当第2四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は、次のとおりであります。

#### ① 貸借契約

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間
当社	(株)みずほ銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 (株)常陽銀行 三井住友信託銀行(株) 三菱UFJ信託銀行(株) (株)東京都民銀行	2014年 7月31日	金銭消費貸借	2019年8月31日まで
	(株)みずほ銀行 その他金融機関	2014年 7月31日	金銭消費貸借	2020年8月31日まで

(注1) 上記の貸借契約には、いずれも財務制限条項が付されております。

(注2) 2014年8月29日、上記のそれぞれの契約に従い、2008年8月25日に締結した金銭消費貸借契約に基づく借入金の一部について借換えを行いました。

なお、2014年10月27日、当社の連結子会社であるEisai Inc. (米国)は(株)三菱東京UFJ銀行ニューヨーク支店と2008年4月23日に締結した金銭消費貸借契約に基づく借入金について借換えを行いました。

(2) 当第2四半期連結会計期間において、終結または変更した重要な契約は、次のとおりであります。

#### ① 技術導入等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	大日本住友製薬(株)	2005年 9月29日	糖尿病合併症治療剤「AS-3201」(一般名：ラニレスタット)の日本を除く全世界における開発及び製造・販売に関するライセンス	契約締結日より国ごとに特許満了日、本製剤の先発権保護期間満了日または販売開始後10年が経過する日のいずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロイヤルティ

(注1) 2014年9月22日、本剤に関する開発方針を検討した結果、開発を終了し、本契約を終結いたしました。

#### ② 合弁関係

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	Bracco Imaging S.p.A. (イタリア)	1990年 11月30日	「イオメロン」(一般名：イオメプロール)他造影剤の日本における製造・販売に関する合弁事業	2015年1月1日から10年間に延長	—

(注1) 2014年9月30日、Bracco社との合意により、契約期間を延長いたしました。

#### ③ その他

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	Elan Corporation plc (アイルランド)	2004年 3月30日	抗てんかん剤「Zonegran」(一般名：ゾニサミド)の北米及び欧州における戦略的製品買収(「Zonegran」に関する大日本住友製薬(株)とElan社とのライセンス契約の承継を含む)	—	契約一時金他

(注1) 2014年9月3日、当社の連結子会社であるEisai Inc. (米国)は「Zonegran」の米国及びプエルトリコにおける権利をConcordia Healthcare Corp. (カナダ)の子会社であるConcordia Pharmaceuticals Inc. に譲渡いたしました。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の連結業績は、次のとおりとなりました。

売上収益	2,690億56百万円（対前年同四半期連結累計期間	354億0百万円減、11.6%減）
営業利益	180億20百万円（同	268億61百万円減、59.8%減）
税引前四半期利益	163億27百万円（同	265億8百万円減、61.9%減）
四半期利益	105億9百万円（同	199億94百万円減、65.5%減）

売上収益については、グローバルブランド育成に向けた積極投資により、抗がん剤「ハラヴェン」、抗てんかん剤「Fycopma」及び肥満症治療剤「Belviq」が拡大いたしました。米国での独占販売期間満了によるプロトンポンプ阻害剤「Aciphex」（日本製品名「パリエット」）の減少と日本における薬価改定及びジェネリック医薬品との競合激化の影響により、減収となりました。領域別には、がん関連領域製品は「ハラヴェン」及び制吐剤「Aloxi」が二桁成長を達成いたしました。前連結会計年度第4四半期にDNAメチル化阻害剤「Dacogen」の米国での販売権を譲渡したことに伴い、がん関連領域全体では467億86百万円（前年同四半期連結累計期間比12.9%減）となりました。また、てんかん領域製品は、「Fycopma」のほか、「イノベロン」（米国製品名「Banze1」）などが拡大し、145億89百万円（同36.3%増）と大きく伸長いたしました。品目別には、「ハラヴェン」は164億92百万円（同19.3%増）、アルツハイマー型、レビー小体型認知症治療剤「アリセプト」は318億84百万円（同29.6%減）、「パリエット」は292億52百万円（同50.2%減）となりました。セグメント別には、アジア医薬品事業が中国や韓国の伸長により前年同四半期連結累計期間から20.3%増加し、高い成長を維持したほか、EMEA医薬品事業は、「ハラヴェン」の拡大により前年同四半期連結累計期間から19.8%増と大きく伸長いたしました。

\*「パリエット」には、日本におけるヘリコバクター・ピロリ除菌用3剤組み合わせバック製剤「ラベキアバック400/800」及び「ラベファインバック」の売上収益を含めております。

利益については、共同販促に係る提携費用の減少ならびに構造改革による費用効率化の進展がありましたが、売上総利益の減少に加え、グローバルブランドの育成、プロダクトクリエーション（研究開発）の加速、成長市場であるアジア及び新規進出国での基盤構築・強化への積極的な資源投入を行った結果、営業利益は180億20百万円（前年同四半期連結累計期間比59.8%減）、四半期利益は105億9百万円（同65.5%減）となりました。

基本的1株当たり四半期利益は36円50銭（前年同四半期連結累計期間より69円95銭減）となりました。

四半期利益にその他の包括利益を加減した四半期包括利益は、前連結会計年度末からの円安の影響で為替換算差額が増加いたしました。四半期利益減少のため、357億13百万円（前年同四半期連結累計期間比26.8%減）となりました。

#### [セグメントの状況]

（各セグメントの売上収益は外部顧客に対するものであります）

当社グループは、医薬品事業を構成する日本（医療用医薬品、ジェネリック医薬品、診断薬）、アメリカス（北米、中南米）、アジア（中国、韓国、台湾、インド、アセアン等）、EMEA（欧州、中東、アフリカ、オセアニア）、薬粧－日本（一般用医薬品等）の5つの事業セグメントをそれぞれ報告セグメントとしております。なお、医薬品事業に含まれない事業はその他事業としております。

#### <日本医薬品事業>

売上収益は1,395億54百万円（前年同四半期連結累計期間比12.8%減）、セグメント利益は622億69百万円（同25.2%減）となりました。売上収益の内訳は、医療用医薬品が1,242億61百万円（同15.0%減）、ジェネリック医薬品が124億60百万円（同14.8%増）、診断薬が28億33百万円（同3.0%減）であります。

ヒト型抗ヒトTNF $\alpha$ モノクローナル抗体「ヒュミラ」は148億56百万円（同3.4%増）、ファイザー社と共同販促を展開している疼痛治療剤「リリカ」の共同販促収入は98億9百万円（同16.1%増）、不眠症治療剤「ルネスタ」は20億81百万円（同78.9%増）と伸長いたしました。一方、薬価改定の影響や市場競合の激化等により、「アリセプト」は241億83百万円（同32.1%減）、「パリエット」は191億68百万円（同23.7%減）とそれぞれ減少いたしました。「ハラヴェン」は29億93百万円（同8.6%減）となりました。

#### <アメリカス医薬品事業>

売上収益は599億46百万円(前年同四半期連結累計期間比26.3%減)となりました。抗てんかん剤「Zonegran」の米国における販売権譲渡に伴う収入は売上収益に計上しております。セグメント利益は、グローバルブランドである「ハラヴェン」、「Fycompa」、「Belviq」育成に向けて積極的な投資を行ったことにより、83億76百万円(同49.1%減)となりました。

「Aloxi」は235億84百万円(同10.1%増)、「ハラヴェン」は76億50百万円(同18.1%増)、「Belviq」は27億47百万円(同193.5%増)となりました。「Banzel」は44億89百万円(同39.8%増)、「Fycompa」は4億79百万円(前年同四半期連結累計期間より4億64百万円増)となり、てんかん領域の拡大に貢献しております。一方、「Aciphex」は2013年11月の独占販売期間満了の影響を受け、67億14百万円(同78.0%減)となりました。

#### <アジア医薬品事業>

売上収益は337億94百万円(前年同四半期連結累計期間比20.3%増)、セグメント利益は92億75百万円(同34.3%増)となりました。そのうち中国の売上収益は190億4百万円(同26.6%増)と高い成長を維持しております。

末梢性神経障害治療剤「メチコパール」は中国で大きく伸長し、94億57百万円(同24.0%増)となりました。「アリセプト」は66億29百万円(同11.4%増)、「ヒュミラ」は39億73百万円(同15.2%増)、「パリエット」は30億83百万円(同12.8%増)、「ハラヴェン」は5億1百万円(同238.6%増)となりました。

2014年4月、タイにおいて、前立腺肥大症に伴う排尿障害改善薬「Urief」を新発売いたしました。

#### <EMEA医薬品事業>

売上収益は181億17百万円(前年同四半期連結累計期間比19.8%増)、セグメント利益は、増収に伴う売上総利益の増加により、30億98百万円(同99.4%増)と大幅に伸長いたしました。

「ハラヴェン」は53億48百万円(同36.2%増)となりました。てんかん領域製品では、「Zonegran」は38億91百万円(同23.1%増)、「Zebinix」は15億10百万円(同35.6%増)、「Fycompa」は10億58百万円(同51.1%増)、「イノベロン」は10億47百万円(同17.7%増)となりました。

#### <薬粧-日本>

売上収益は85億5百万円(前年同四半期連結累計期間比10.9%減)、セグメント利益は新製品等への積極投資により、4億53百万円(同74.4%減)となりました。

チョコラBBグループは、55億78百万円(同11.4%減)となりました。

2014年4月、エナジードリンク「Joma(ジョマ)」を新発売いたしました。

#### <その他事業>

売上収益は91億40百万円(前年同四半期連結累計期間比11.6%減)、セグメント利益は24億88百万円(同43.0%減)となりました。

#### [資産等の状況]

資産合計は9,699億36百万円(前連結会計年度末より38億87百万円減)となりました。

負債合計は、米国での長期借入金の返済等により、4,273億37百万円(同170億82百万円減)となりました。

資本合計は、前連結会計年度末からの円安に伴う為替換算差額の増加により5,425億99百万円(同131億95百万円増)、親会社所有者帰属持分比率は55.6%(同1.6ポイント増)となりました。また、負債比率(Net DER)は0.11倍(同0.03ポイント減)となりました。

\*負債比率(Net DER) = (有利子負債(社債及び借入金) - 現金及び現金同等物 - 3カ月超預金等)  
÷ 親会社の所有者に帰属する持分

#### (2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、371億58百万円(前年同四半期連結累計期間より64億70百万円減)となりました。税引前四半期利益は163億27百万円、減価償却費及び償却費は186億87百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、130億68百万円の支出(前年同四半期連結累計期間は182億54百万円の収入)となりました。資本的支出等は80億95百万円であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、320億16百万円の支出(前年同四半期連結累計期間より559億78百万円減)となりました。長期借入金の返済(純額)に104億68百万円、配当金の支払に228億29百万円を支出いたしました。

以上の結果、現金及び現金同等物の残高は、1,556億50百万円(前連結会計年度末より17億29百万円増)となりました。

なお、営業活動によるキャッシュ・フローから資本的支出等を差し引いたフリー・キャッシュ・フローは290億63百万円(前年同四半期累計期間より27億39百万円減)であります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、前事業年度の有価証券報告書提出日からの重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を、以下の「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」（以下、本対応方針）として定めております。

本対応方針は、2006年2月28日開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものであります。その後、2011年8月に有効期間と一部記載事項の変更を行うものの、内容としては継続することが当社取締役会で決議されております。本対応方針については、毎年、定時株主総会後に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で継続・見直し・廃止の審議を行うことになっております。

2014年度は、6月20日に開催された第102回定時株主総会終了後に、新任2名を含む社外取締役7名全員で構成される社外取締役独立委員会(委員長:鈴木修)を開催し、本対応方針が以下の仕組みを有しており、内容としては継続することを当社取締役会に提案する旨決議いたしました。

- ① 経営陣の恣意性が排除されている。
- ② 本対応方針は、毎年、継続・見直し・廃止が検討される。
- ③ 取締役選任議案をもって、本対応方針に対する株主の皆様のご意向を反映できる。

なお、2014年8月1日開催の取締役会において、社外取締役独立委員会より提案された本対応方針の継続が審議され、承認されております。

#### [当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針]

##### 1. 導入の理由

当社は、ヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業として、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としておりますが、かかる企業価値・株主共同の利益の向上は、患者価値を創出することにより実現できるものと考えております。この患者価値を創出するためには、新薬の研究・開発の更なる推進、高品質な製品の生産・販売、医薬品の安全な使用を実現するための情報の管理・提供等が必要です。これらを実現するためには、長期的な視野のもとに大胆に企業施策を行わなければならない、また、株主価値を創出するためには、企業として安定的かつ継続的に成長していくことが不可欠の前提となります。さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うしつつ、これらの課題を達成するため、2004年に委員会等設置会社に移行し、透明性の高いガバナンス体制を志向しております。

また、当社は長期的視点に立って策定された中期戦略計画をはじめとする諸施策を遂行・実施することにより、企業価値を高め、株主の皆様を向上する所存であります。しかし、当社事業を取り巻く競争関係の激化、企業買収に対するわが国における法制度・企業文化の変化・変容等を踏まえると、当社の経営方針に重大な影響を与える買付が行われることも予想されます。特に、当社の発行済株式総数の15%以上に相当する株式の買付が行われると、当社経営に重大な影響が生じ、上記施策を遂行・達成することができなくなるおそれがあります。この15%以上に相当する株式の買付による影響については、次の事項からもその重大さは明らかであると考えられます。まず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則による関連会社の基準に、議決権の15%以上、20%未満を所有し重要な影響を与え得ることが推測される事実の存在がある場合が含まれていることがあげられます。また、15%という株式の買付は、株主総会の特別決議の否決に関して、その定足数も考慮に入れた場合、非常に大きな割合を占めることとなります。



もとより当社は、当社の株式を大量に取得したり、当社の経営に関与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式を大量に取得する買付の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が当社企業価値・株主共同の利益の確保の観点から不十分又は不適切であるもの等の不適切な買付も少なくないと考えられます。更に、当社が患者価値の創出を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、上述のとおり新薬の研究・開発体制、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性の情報の管理・提供の確保が必要不可欠であり、これらが確保されなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることとなります。

そこで、当社は、上記に記載した買付類型を含む当社企業価値・株主共同の利益に反する買付を防止するためには、当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することが必要不可欠であると判断し、その導入を決定致しました。

本対応方針は、当社に対するかかる買付が行われる場合には、買付者又は買付提案者(以下、公開買付者又はその提案者も含め、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付内容に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様は事業計画等を説明したり、代替案を提示するとともに、買付者等と交渉を並行して行っていくことを可能とすることを狙うものです。これに対し、買付者等がこうした事前の情報提供なく買付を行う場合や、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないものとは認められない場合には、後述のとおり、当該買付者等及びその一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。本対応方針は、本新株予約権の発行により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を相当低下させ、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るものです。

もともと、こうした対応方針の導入、実際に買付がなされた場合の当該買付の検討、必要に応じた買付者等との協議・交渉、その結果等を踏まえた本新株予約権の発行の必要性の有無の判断については、経営陣の自己保身に利用されることがないように特に客観性・合理性が要求されることです。この点、当社の取締役会は、過半数が社外取締役によって構成されています。当社社外取締役7名は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、経営学者、公認会計士、法律家であり、これらの者を過半数とし、かつ、社外取締役ではない4名も、業務執行に当たる取締役は1名のみであり、当社取締役会は、株主の皆様の利益を代表して上記の判断を客観的かつ合理的に行うことができるものと考えます。

本対応方針の導入に際しては、社外取締役のうち3名を構成員とする「特別委員会」を設置し、まず当該特別委員会にて、複数の外部専門家からもアドバイスを受け、検討致しました。その結果、特別委員会は、本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断しました。次に、本対応方針は社外取締役7名全員を構成員として設置された「社外取締役独立委員会」(その決議要件・決議事項等については(別紙1)「社外取締役独立委員会の概要」をご確認ください。)に対し提案され、社外取締役独立委員会は、本対応方針導入の可否を検討し、その結果本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断し、その導入を当社取締役会に提案致しました。取締役会は、審議の結果、本対応方針の導入を決定致しました。このように、本対応方針は当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために、会社経営陣から独立した両委員会のイニシアティブにより採用されるに至ったものです。

加えて、本対応方針導入後においても、本対応方針の運用に際しての判断についてはその客観性・合理性が確保されるようにしております。実際に当社に対して買付がなされた場合には、社外取締役独立委員会が主体的に、下記4.に記載の各要件を満たすものであるか否かの判断を行います。

そして、社外取締役独立委員会は、当該買付が下記4.に記載のすべての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権の発行を取締役に提案いたします。取締役会は、これを受け本新株予約権の発行が必要かどうかを決議します。また、社外取締役独立委員会において、当該買付に対して本新株予約権を発行しない旨の決議をした場合には、取締役会では本新株予約権の発行に関する審議・決議は行いません。このように、本新株予約権を発行すべきか否かの判断に関しまして、経営陣の恣意的な判断を排除するとともに、本新株予約権の発行が容易にできない仕組みをとっております。

## 2. 本対応方針の対象となる買付

本対応方針においては、本新株予約権は、以下1)又は2)に該当する買付又はその提案(以下併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本対応方針に定められる手続に従い発行されることとなります。

- 1) 当社が発行者である株券等<sup>(1)</sup>について、保有者<sup>(2)</sup>の株券等保有割合<sup>(3)</sup>が15%以上となる買付その他取得
- 2) 当社が発行する株券等<sup>(4)</sup>について、公開買付け<sup>(5)</sup>に係る株券等<sup>(6)</sup>の株券等所有割合<sup>(7)</sup>及びその特別関係者<sup>(8)</sup>の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付け

(1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

(6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

## 3. 本新株予約権の発行のプロセス

### 1) 買付者等から社外取締役独立委員会に対する事前の情報提供

上記2. に定める買付等を行う買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社社外取締役独立委員会宛に、(別紙2)に定める当該買付者等の買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)及び買付者等が買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨を記載した書面(以下併せて「買付説明書」といいます。)を提出していただきます。

当社社外取締役独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社社外取締役独立委員会は買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合には、当該期限までに、買付者等より追加の本必要情報の提供をしていただくこととします。

なお、当社社外取締役独立委員会は、引き続き買付説明書(本必要情報を含みます)の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、買付者等が本対応方針に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記3. 3) (1)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

### 2) 社外取締役独立委員会による当該買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との交渉・株主の皆様への代替案の提示

当社社外取締役独立委員会は、買付者等から本必要情報が十分に記載された買付説明書及び社外取締役独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、必要に応じ、当社の代表執行役CEOに対しても、社外取締役独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他社外取締役独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を30日以内に提出することを求めます。

社外取締役独立委員会は、買付者等及び代表執行役CEOからの必要な情報・資料を受領後、原則として60日間(但し、下記3. 3) (3)に記載するところに従い、社外取締役独立委員会は当該期間について90日を限度として延長することができるものとします。)(以下「社外取締役独立委員会検討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の精査・検討、当社代表執行役CEOが提出した代替案の精査・検討、買付者等と当社代表執行役CEOの事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、社外取締役独立委員会は、必要があれば、直接又は間接に、当該買付者等と交渉を行い、また、株主の皆様当社代表執行役CEOが提出した代替案の提示を行うものとします。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会の判断が適切になされることを確保するために、自らの裁量により、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

なお、買付者等は、社外取締役独立委員会検討期間が終了するまでは、上記2. に規定する買付等を実行することはできないものとします。

### 3) 社外取締役独立委員会の決議

社外取締役独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

- (1) 社外取締役独立委員会は、買付者等が上記3. 1)及び2)に規定する手続を遵守しなかった場合を含め、下記3. 3) (2)又は(3)のいずれにも該当しない限り、原則として、社外取締役独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる提案の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができるものとします。

- (2) 社外取締役独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉の結果、当該買付者等による買付等が下記4. 1)から9)のいずれの要件も満たすと判断した場合には、社外取締役独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、本新株予約権を発行しないことを決議いたします。この不発行の決議に関して、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について改めて審議等をすることはありません。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に提案することができるものとします。

- (3) 社外取締役独立委員会が、当初の社外取締役独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の発行又は不発行の決議を行うに至らない場合には、社外取締役独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等に必要範囲内で、社外取締役独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。)

上記決議により社外取締役独立委員会検討期間を延長した場合、社外取締役独立委員会は、引き続き、買付者等の買付等の内容の検討・必要場合には買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行の提案又は不発行の決定や当社の株主の皆様へ代替案の提示等を行うよう努めるものとします。

### 4) 取締役会の決議

当社取締役会は、社外取締役独立委員会から上記本新株予約権発行の提案を受けた場合、速やかに決議を行うものとします。

但し、取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、別個の判断を行うことができるものとします。

なお、当社社外取締役独立委員会が本新株予約権の不発行の決議をした場合には、上記3. 3) (2)に記載のとおり、社外取締役独立委員会の決議によるものとし、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について審議等をすることはありません。

### 5) 情報開示

当社は、本対応方針の運用に際しては、法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、以下に掲げる本対応方針の各手続きの進捗状況並びに当社社外取締役独立委員会及び当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

- (1) 上記2. の1)又は2)に該当する買付がなされた事実
- (2) 買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (3) 社外取締役独立委員会が検討を開始した事実及び検討期間の延長が行なわれた事実(その期間と理由を含む)
- (4) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の発行を提案した事実及びその概要並びに本新株予約権を発行すべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (5) 取締役会が、本新株予約権の発行の決議を行った事実及びその概要並びに当該決定の判断理由その他取締役会が適切と判断する事項
- (6) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の不発行を決議した事実及びその概要並びに本新株予約権を不発行とすべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (7) 上記(4)又は(6)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、社外取締役独立委員会が本新株予約権の発行の中止又は本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を下した場合に社外取締役独立委員会が必要と認める事項
- (8) 上記(5)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、取締役会が別個の判断を下した場合に取締役会が必要と認める事項

#### 4. 本新株予約権を発行する基準

社外取締役独立委員会は、本対応方針の対象となる買付等が、以下の全ての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権を発行することを取締役に提案する予定としております。

- 1) 本対応方針に定める手続を遵守した買付等である場合
- 2) 下記に掲げる行為等により当社企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等ではない場合
  - (1) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - (3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (4) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- 3) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等ではない場合
- 4) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等ではない場合
- 5) 当社株主に対して、買付者等の概要(別紙2本必要情報1. の例示を含みます。)、買付等の価格の算定根拠(別紙2本必要情報3. の例示を含みます。)及び買付等の資金の裏付け(別紙2本必要情報4. の例示を含みます。)、買付等の後の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等(別紙2本必要情報5. の例示を含みます。)の買付等の内容を判断するための情報が提供されない、又は提供された場合であっても当該買付者等の現在又は将来の株券等保有割合等に照らして提供された情報が不十分である買付等ではない場合
- 6) 買付等の条件(別紙2本必要情報2. 及び6. の例示を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当である買付等ではない場合
- 7) 法令又は定款に違反する買付等ではない場合
- 8) 株主としての買付者等の行動が当社の経営に悪影響を及ぼし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等ではない場合
- 9) 買付等が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等であると明らかに認められている買付等ではない場合

#### 5. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、2016年6月30日までとします。

社外取締役独立委員会は、本対応方針導入後、毎年、定時株主総会開催後に、本対応方針の継続、見直し又は廃止について検討するものとします。その結果は、取締役会に提案され、取締役会で審議の上、本対応方針は継続、見直し又は廃止されるものとします。当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差別や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該総会で選任された取締役により構成された取締役会において、社外取締役独立委員会の提案を受け、本対応方針を廃止する決議を行うことが可能であり、また社外取締役独立委員会において本新株予約権の発行を行わない旨の決議を行うことも可能であります。以上の点からしまして、本対応方針の継続、見直し又は廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

なお、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、社外取締役独立委員会の検討に基づき、必要に応じて、本対応方針を見直しもしくは変更し、又は別の買収防衛策を導入する場合があります。

## 6. 本新株予約権の主要な条件

本対応方針に基づき発行する予定の本新株予約権の主要な条件等は以下のとおりです。また、当社は、機動的な発行を目的として、本新株予約権について予め発行登録を行う予定であります。

### 1) 割当対象株主

本新株予約権の発行決議(以下「本発行決議」といいます。)において、当社取締役会が割当期日と定める日(以下「割当期日」といいます。)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の保有する当社株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てます。

### 2) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株又は本発行決議において当社取締役会が定める株数とします。

### 3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

### 4) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

### 5) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。

### 6) 本新株予約権の行使期間

本発行決議において当社取締役会が定める本新株予約権の発行日から、最短1カ月最長2カ月の間で、本発行決議において当社取締役会が定める期間とします。

### 7) 本新株予約権の行使条件

(1) ①割当期日又は本新株予約権の行使日において特定大量保有者(下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者を除き、(i)当社が発行者である株券等<sup>(9)</sup>の保有者<sup>(10)</sup>で、当該株券等に係る株券等保有割合<sup>(11)</sup>が15%以上となる者もしくは15%以上となると当社取締役会が認めた者、又は(ii)公開買付け<sup>(12)</sup>によって当社が発行者である株券等<sup>(13)</sup>の買付け等<sup>(14)</sup>を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有<sup>(15)</sup>に係る株券等所有割合<sup>(16)</sup>及びその者の特別関係者<sup>(17)</sup>の株券等所有割合と合計して15%以上となる者)、②その共同保有者<sup>(18)</sup>(上記(i)に定めるとき)、③その特別関係者(上記(ii)に定めるとき)、④上記①ないし③記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、⑤実質的に、上記の①ないし④記載の者が支配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(以下、上記①ないし⑤を総称して「特定大量保有者等」といいます。))は、本新株予約権を行使することができません。

(ア)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)  
又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されま  
す。)

(イ)当社を支配する意図がなく上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認め  
た者であって、かつ、上記(i)又は(ii)に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかか  
る期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株券等を処分することにより上記(i)  
及び(ii)に該当しなくなった者

(ウ)当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(i)又は(ii)に該  
当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株  
券等を新たに取得した場合を除きます。)

(エ)その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた者  
(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされて  
いる場合に限り。)

(9) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(10) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(11) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。

(12) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

(13) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(14) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。

(15) これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。

(16) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

(17) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(18) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義されるものをいい、同条第6項に基づき共同保有者と見なされる者を含みます。

(2) 上記(1)の規定のほか、自己が特定大量保有者等ではないことを表明していない者、その他本発行決議において当社取締役会が定める事項を誓約する書面を提出していない者は、本新株予約権を行使することはできません。

8) 本新株予約権の消却

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めません。

9) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要します。

上記6. 7)に基づき、特定大量保有者等は本新株予約権を行使することができないにも関わらず、特定大量保有者等において本新株予約権を自由に第三者に譲渡することができれば、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るという目的が達成し得なくなります。従って、本新株予約権には譲渡制限が付されることとなりますが、特定大量保有者等は、当社取締役会の承認する第三者には、本新株予約権を譲渡することができます。

7. 株主の皆様への影響

1) 本対応方針の導入時に株主の皆様に与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の皆様のご権利・利益に直接具体的な影響が生じることはございません。

2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様に与える影響

本新株予約権が発行される場合においては、取締役会の当該発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

また、本新株予約権の発行は割当期日の4営業日前(割当期日を含む)において取り消し不能となります。割当期日において本新株予約権を取り消し不能とする理由は、買付者等以外の株主の皆様にご損害を与えることとなる市場における混乱及び株式の流動性がなくなることを避けるためです。本新株予約権を取り消し不能とすることで、個々の株式に対して発生する希釈化の量及び時期に関する疑いが全くなりません。個々の株式は希釈されますが、一人ひとりの株主の方は、少なくともその希釈化を相殺するに十分な株式を受領することになります。それぞれの株主の方の株券等保有割合は、変化しないか又はわずかに増加いたします。

なお、社外取締役独立委員会は、新株予約権の発行を決定した後でも、上記3. 3) (1)に記載のとおり、買付者等からの提案を判断する前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができます。本新株予約権の発行の中止を判断した場合には、当社1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

3) 発行に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様におかれては、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。

(2) 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書を送付いたします。株主の皆様においては、本新株予約権の引受けについて、別途定める取締役会決議で決定された申込期間内に、申込書に必要な事項を記載し、捺印の上、申込取扱場所に提出することが必要となります。当該申込期間内に申込が行われない場合には、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。

(3) 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株又は発行決議において別途定められる数の当社普通株式が発行されることとなります。

上記のほか、申込方法、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

本新株予約権の発行及び行使の手続は、原則として以上の通りですが、取締役会は、株主の皆様が新株予約権の引受け、行使をしないことによる不利益をさけるために、その時の法令等の許す範囲内で、別の発行及び行使の手続をとることがあります。この場合にも必要事項の詳細につきまして、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

8. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(①株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)に沿うものです。また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方について」も踏まえております。

## 社外取締役独立委員会の概要

## 1. 構成員

当社社外取締役全員で構成される。

## 2. 決議要件

社外取締役独立委員会の決議は、原則として、社外取締役独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、社外取締役独立委員会の全員が出席できない場合には、社外取締役独立委員会の決議は社外取締役独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

## 3. 決議事項その他

社外取締役独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に提案するものとする。但し、本新株予約権の不発行の決議及び社外取締役独立委員会検討期間の延長については、取締役会への提案はせず、社外取締役独立委員会の決定によるものとする。なお、社外取締役独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- 1) 本対応方針の対象となる買付等の決定
- 2) 買付者等及び代表執行役CEOが社外取締役独立委員会に提供すべき情報の決定
- 3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- 4) 買付者等との交渉
- 5) 買付者等による買付等に対して代表執行役CEOが提出する代替案の検討及び当社株主への当該代替案の提示
- 6) 本新株予約権の発行もしくは不発行又は社外取締役独立委員会検討期間の延長に係る決定
- 7) 本対応方針の導入・維持・見直し・廃止
- 8) 本対応方針以外の買収防衛策の検討・導入
- 9) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

また、社外取締役独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる。

## 本必要情報

1. 買付者等及びそのグループ(その共同保有者、その特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本関係、財務内容を含み、(買付者等が個人である場合は)年齢と国籍、当該買付者等の過去5年間の主たる職業(当該個人が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体(以下「法人」といいます。)の名称、主要な事業、住所等。)、経営、運営又は勤務の始期及び終期、(買付者等が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、当該法人の主要な事業、設立国、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名を含み、(すべての買付者等に関して)過去5年間に犯罪履歴があれば(交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。)、その犯罪名、科された刑罰(その他の処分)、それに関係する裁判所、及び過去5年間に金融商品取引法、商法に関する違反等があれば、当該違反等の内容、違反等に対する裁判所の命令、行政処分等の内容を含みます。)
2. 買付等の目的、方法及びその内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。)
3. 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。)
4. 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
5. 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(株式の売却、事業の売却、合併、分割、株式交換、株式移転、資産の売却、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の現在の経営陣の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の証券の取得もしくは処分、上場廃止、当社の基本文書の変更、通例的でない取引を含みます。)
6. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
7. 買付等に関連した必要な政府当局の承認、事業の承認、及び規制遵守対応、第三者から取得しなければならない同意、合意ならびに承認、独占禁止法、その他の競争法ならびにその他会社が事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
8. その他社外取締役独立委員会が合理的に必要と判断する情報



#### (4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における研究開発費総額は、620億99百万円(前年同四半期連結累計期間比8.4%減)、売上収益比率は23.1%(前年同四半期連結累計期間より0.8ポイント増)であります。

なお、当社グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分しておりません。

##### [開発品の状況]

抗がん剤「ハラヴェン」(一般名:エリブリン)は、乳がんに係る適応で、各国で順次承認を取得し、2014年10月現在で承認取得国数は55カ国となりました。また、2014年6月、より早期の転移性乳がん(セカンドライン)への適応拡大に関して欧州委員会(European Commission: EC)より承認を取得し、2014年10月現在、同適応での承認国は34カ国となっております。米国では、HER2陰性乳がん化学療法ファースト/セカンドラインを対象としたフェーズⅢ試験が進行中であります。中国においては、乳がん化学療法のサードラインを対象としたフェーズⅢ試験が進行中であります。また、肉腫を対象として、米国、欧州、アジアにおいてフェーズⅢ試験が、日本においてフェーズⅡ試験が進行中であります。なお、米国、欧州、日本、アジアで実施していた非小細胞肺癌を対象としたフェーズⅢ試験では主要評価項目である対照薬を上回る全生存期間の延長が達成されませんでした。試験結果の更なる解析を進め、詳細な結果については今後、学会等で発表する予定であります。

抗てんかん剤「Fycempa」(一般名:ペランパネル)は、12歳以上の部分てんかん併用療法の適応で、2012年7月にECより、同年10月に米国食品医薬品局(FDA)より承認を取得し、2014年10月現在の承認取得国数は41カ国となりました。同適応について、日本、中国、アジアでフェーズⅢ試験が進行中であります。全般てんかんの併用療法については、米国、欧州、日本、アジアで実施した強直間代発作を対象とするフェーズⅢ試験において主要評価項目を達成し、2014年8月に米国、欧州で適応拡大に関する同時申請を行いました。日本では現在進行中の部分てんかん併用療法とあわせて2015年度中に申請を予定しております。また、部分てんかんの小児適応では、米国、欧州においてフェーズⅡ試験が進行中であります。

抗がん剤「E7080」(一般名:レンパチニブ)について、放射性ヨウ素治療抵抗性分化型甲状腺がんを対象とした日本、米国、欧州、アジアにおけるフェーズⅢ試験を終了し、甲状腺がんに係る適応で、2014年6月に日本で、同年8月には米国、欧州で同時に承認申請を行いました。本剤は、日本、米国、欧州の各当局より甲状腺がんに関わる希少疾病用医薬品(オーファンドラッグ)の指定を受けており、さらに欧州では迅速審査、米国では優先審査の対象となりました。また、肝細胞がんを対象として、日本、米国、欧州、中国、アジアにおいてフェーズⅢ試験が進行中であります。さらに、非小細胞肺癌、子宮内膜がんを対象としたフェーズⅡ試験など、複数のがん腫を対象とした臨床試験が進行中であります。

2014年9月、日本において、アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」(一般名:ドネペジル)について、新たにレビー小体型認知症に関する効能・効果の承認を取得いたしました。本剤は、レビー小体型認知症の効能・効果を有する世界で初めての薬剤となります。

2014年9月、日本において、中心循環系血管内塞栓促進用補綴材「ディーシー ビーズ」(高度管理医療機器)について、多血性腫瘍または動静脈奇形の患者様に対する動脈塞栓療法に関する使用目的、効能・効果の追加申請を行いました。

2014年10月、米国において、抗てんかん剤「Banzel」(一般名:ルフィナミド)について、小児適応追加の承認申請が受理されました。なお、本申請は米国最適小児用医薬品法に基づき、優先審査に指定されました。

糖尿病合併症治療剤「AS-3201」(一般名:ラニレスタット)について、当社が欧州、米国で実施していたフェーズⅡ/Ⅲ試験において、主要評価項目を達成しましたが、副次評価項目においては有意な改善が確認されませんでした。2014年9月、当社のポートフォリオ等を鑑み、今後の開発方針を検討した結果、本剤の開発を終了し、本剤に関わる大日本住友製薬㈱とのライセンス契約を終結いたしました。

2014年9月、アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」について、中国で実施した高度アルツハイマー型認知症の患者様を対象としたフェーズⅢ試験において主要評価項目を達成いたしました。本試験結果に基づき、2014年度中に中国当局に対して当適応に関する適応拡大申請を行う予定であります。

セロトニン2C受容体アゴニスト「lorcaserin」(一般名、米国製品名「Belviq」)について、Arena Pharmaceuticals, Inc. (米国)が米国で実施した禁煙補助に関する適応拡大に向けたフェーズⅡ試験で主要評価項目を達成いたしました。

(5) 従業員の状況

当第2四半期連結累計期間において、当社の従業員数は、前連結会計年度末から492名減少し、3,511名となりました。これは主に、前連結会計年度に実施した構造改革によるものであります。

なお、当連結グループの従業員数は、前連結会計年度末から282名減少し10,137名となりました。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間のアメリカス医薬品事業において、前連結会計年度の米国でのプロトンポンプ阻害剤「Aciphex」の独占販売期間満了やDNAメチル化阻害剤「Dacogen」の譲渡等に伴い、販売実績が著しく減少いたしました。

(7) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備に著しい変動はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (2014年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2014年11月13日)	上場金融商品取引所名 または登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	296,566,949	296,566,949	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	296,566,949	296,566,949	—	—

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年 7月 1日～ 2014年 9月30日	—	296,566	—	44,986	—	55,223

(注1) 株式数は千株未満を切捨てて表示しております。

## (6) 【大株主の状況】

2014年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	20,709	6.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	17,786	6.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	14,346	4.84
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1	8,100	2.73
ジェービー モルガン チェース バンク 385147 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25 Bank Street, Canary Wharf, London, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4-16-13)	7,375	2.49
エーザイ従業員持株会	東京都文京区小石川4-6-10 エーザイ(株)内	5,514	1.86
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1-5-5 (東京都中央区晴海1-8-12)	5,398	1.82
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリー ティー (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1776 Heritage Drive, North Quincy, MA 02171, U.S.A. (東京都中央区月島4-16-13)	4,273	1.44
公益財団法人 内藤記念科学振興財団	東京都文京区本郷3-42-6	4,207	1.42
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	3,492	1.18
計	—	91,204	30.75

(注1) 株式数は千株未満を切捨てて表示しております。

(注2) 自己株式は11,121千株(3.75%)であり、議決権がないため大株主上位10位から除いております。

(注3) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。

(注4) ウェリントン・マネジメント・カンパニー・LLPから、2012年6月5日付で提出された大量保有報告書により2012年5月31日現在で15,062千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における株主名簿で確認することができないため除いております。

ウェリントン・マネジメント・カンパニー・LLPの大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ウェリントン・マネジメント・カンパニー・LLP	280 Congress Street, Boston, MA 02210, USA	15,062	5.08

また、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、同グループ4社の共同保有として2014年9月1日付で提出された変更報告書により2014年8月25日現在で17,942千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における株主名簿で確認することができないため除いております。

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの当該報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	10,332	3.48
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	2,760	0.93
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	2,480	0.84
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-5-2	2,369	0.80
計	—	17,942	6.05

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2014年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,121,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 284,989,900	2,849,899	—
単元未満株式	普通株式 455,149	—	—
発行済株式総数	296,566,949	—	—
総株主の議決権	—	2,849,899	—

(注1) 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ100株(議決権の数1個)及び50株含まれております。

(注2) 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、役員報酬BIP信託として保有する当社株式がそれぞれ88,200株(議決権の数882個)及び93株含まれております。

(注3) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式56株が含まれております。

② 【自己株式等】

2014年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ユーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4丁目6番10号	11,121,900	—	11,121,900	3.75
計	—	11,121,900	—	11,121,900	3.75

## 2 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員 の 異 動 は あ り ま せ ン。

な お、2014年10月1日付で次のとおり役職の異動を行っております。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表執行役 コーポレート プランニング& ストラテジー 担当兼 CIO	コーポレート プランニング& ストラテジー担当兼 チーフインフォメーション オフィサー (CEOオフィス)	代表執行役 CPCO兼 CIO	エーザイプロダクト クリエーションシステムズ チーフプロダクト クリエーション オフィサー兼 チーフインフォメーション オフィサー兼 CEO特命担当兼 エーザイ・ アール・アンド・ディー・ マネジメント株式会社 代表取締役社長	林 秀樹	2014年10月1日
代表執行役 医療政策 担当	総括製造販売責任者兼 グローバル緊急対応担当兼 グローバルバリュー& アクセス担当兼 医療政策担当 (CEOオフィス)	代表執行役 医療政策 担当	総括製造販売責任者兼 グローバル緊急対応担当兼 グローバルバリュー& アクセス担当兼 医療政策担当兼 CEO特命担当	土屋 裕	2014年10月1日
代表執行役 CFO	チーフフィナンシャル オフィサー兼 薬粧事業担当兼 国内ネットワーク企業担当 (CEOオフィス)	代表執行役 CFO	チーフフィナンシャル オフィサー兼 国内ネットワーク企業 担当兼 CEO特命担当	清水 初	2014年10月1日
執行役	エーザイグローバル オンコロジー ビジネスユニット デピュティプレジデント兼 アジアオンコロジー担当兼 レンバチニブ グローバルリード	執行役	エーザイグローバル オンコロジー ビジネスユニット デピュティプレジデント兼 アジアオンコロジー担当兼 レンバチニブ グローバルリード兼 薬粧事業担当	アイヴァン ・チャン	2014年10月1日
執行役	エーザイプロダクト クリエーションシステムズ チーフプロダクト クリエーション オフィサー兼 ジャパン/アジア クリニカルリサーチ 創薬ユニット プレジデント兼 エーザイ・ アール・アンド・ディー・ マネジメント株式会社 代表取締役社長	執行役	エーザイプロダクト クリエーションシステムズ ジャパン/アジア クリニカルリサーチ 創薬ユニット プレジデント	井池 輝繁	2014年10月1日

## 第4【経理の状況】

### 1. 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第1条の2に掲げる「特定会社」の要件をすべて満たしているため、要約四半期連結財務諸表を同第93条の規定により、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2014年7月1日から2014年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2014年4月1日から2014年9月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2014年 4月 1日 至 2014年 9月30日)	前第2四半期連結累計期間 (自 2013年 4月 1日 至 2013年 9月30日)
売上収益	269,056	304,456
売上原価	△93,810	△93,305
売上総利益	175,246	211,151
販売費及び一般管理費	△94,689	△101,424
研究開発費	△62,099	△67,782
その他の収益	571	3,715
その他の費用	△1,008	△779
営業利益	18,020	44,881
金融収益	917	1,002
金融費用	△2,610	△3,049
税引前四半期利益	16,327	42,835
法人所得税	△5,818	△12,332
四半期利益	10,509	30,503
四半期利益の帰属		
親会社所有者	10,413	30,353
非支配持分	96	150
1株当たり四半期利益		
基本的1株当たり四半期利益(円)	注記 6 36.50	106.45
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	注記 6 36.46	106.33



【第2四半期連結会計期間】

(単位:百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自 2014年 7月 1日 至 2014年 9月30日)	前第2四半期連結会計期間 (自 2013年 7月 1日 至 2013年 9月30日)
売上収益	136,227	151,608
売上原価	△45,678	△47,071
売上総利益	90,548	104,537
販売費及び一般管理費	△47,524	△50,813
研究開発費	△32,999	△30,514
その他の収益	416	3,449
その他の費用	△887	△346
営業利益	9,555	26,313
金融収益	328	287
金融費用	△1,285	△1,421
税引前四半期利益	8,598	25,179
法人所得税	△3,819	△7,017
四半期利益	4,779	18,163
四半期利益の帰属		
親会社所有者	4,735	18,101
非支配持分	45	61
1株当たり四半期利益		
基本的1株当たり四半期利益(円)	注記 6 16.59	63.48
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	注記 6 16.58	63.41

## (2) 【要約四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2014年 4月 1日 至 2014年 9月30日)	前第2四半期連結累計期間 (自 2013年 4月 1日 至 2013年 9月30日)
四半期利益	10,509	30,503
その他の包括利益		
損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	△858	1,579
小計	△858	1,579
損益にその後に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	25,717	16,275
キャッシュ・フロー・ヘッジ	345	451
小計	26,062	16,726
その他の包括利益合計	25,204	18,305
四半期包括利益	35,713	48,808
四半期包括利益の帰属		
親会社所有者	35,605	48,702
非支配持分	109	106

【第2四半期連結会計期間】

(単位:百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自 2014年 7月 1日 至 2014年 9月30日)	前第2四半期連結会計期間 (自 2013年 7月 1日 至 2013年 9月30日)
四半期利益	4,779	18,163
その他の包括利益		
損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	△920	1,534
小計	△920	1,534
損益にその後に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	31,039	△763
キャッシュ・フロー・ヘッジ	120	94
小計	31,159	△669
その他の包括利益合計	30,239	866
四半期包括利益	35,018	19,028
四半期包括利益の帰属		
親会社所有者	34,964	18,982
非支配持分	54	46

## (3) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位:百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (2014年9月30日)	前連結会計年度末 (2014年3月31日)
資産		
非流動資産		
有形固定資産	132,426	134,083
のれん	167,363	157,378
無形資産	102,783	108,351
その他の金融資産	注記 8 38,253	40,814
その他	3,398	4,213
繰延税金資産	71,153	69,210
非流動資産合計	515,376	514,049
流動資産		
棚卸資産	86,249	87,746
営業債権及びその他の債権	173,987	186,549
その他の金融資産	注記 8 27,489	20,182
その他	11,185	11,377
現金及び現金同等物	155,650	153,921
流動資産合計	454,560	459,774
資産合計	969,936	973,823

(単位:百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (2014年9月30日)	前連結会計年度末 (2014年3月31日)	
<b>資本</b>			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金	44,986	44,986	
資本剰余金	57,960	57,949	
自己株式	△38,153	△38,481	
利益剰余金	365,955	379,210	
その他の資本の構成要素	108,707	82,656	
親会社の所有者に帰属する持分合計	539,454	526,320	
非支配持分	3,145	3,084	
資本合計	542,599	529,405	
<b>負債</b>			
非流動負債			
社債及び借入金	注記 7	191,662	195,740
その他の金融負債	注記 8	2,804	2,635
退職後給付に係る負債		15,203	15,497
引当金		1,119	1,145
その他		27,638	27,727
繰延税金負債		460	340
非流動負債合計		238,887	243,085
流動負債			
社債及び借入金	注記 7	48,651	51,493
営業債務及びその他の債務		50,990	62,234
その他の金融負債	注記 8	4,208	5,131
未払法人所得税		5,313	3,915
引当金		11,709	13,031
その他		67,581	65,529
流動負債合計		188,451	201,334
負債合計		427,337	444,419
資本及び負債合計		969,936	973,823

## (4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

当第2四半期連結累計期間（自 2014年4月1日 至 2014年9月30日）

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				その他の資本 の構成要素
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測定 する金融資産
期首残高 (2014年4月1日)	44,986	57,949	△38,481	379,210	—
四半期利益	—	—	—	10,413	—
その他の包括利益合計	—	—	—	—	△858
四半期包括利益	—	—	—	10,413	△858
剰余金の配当	注記 9	—	—	△22,829	—
株式報酬取引	—	△28	—	—	—
自己株式の取得	—	—	△14	—	—
自己株式の処分	—	40	342	—	—
振替	—	—	—	△858	858
その他	—	—	—	19	—
所有者との取引額等合計	—	11	328	△23,668	858
期末残高 (2014年9月30日)	44,986	57,960	△38,153	365,955	—

	親会社の所有者に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素			親会社の 所有者に帰属 する持分合計	非支配持分	資本合計
	在外営業 活動体の 換算差額	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	その他の資本 の構成要素 合計			
期首残高 (2014年4月1日)	83,587	△931	82,656	526,320	3,084	529,405
四半期利益	—	—	—	10,413	96	10,509
その他の包括利益合計	25,705	345	25,192	25,192	13	25,204
四半期包括利益	25,705	345	25,192	35,605	109	35,713
剰余金の配当	注記 9	—	—	△22,829	△48	△22,877
株式報酬取引	—	—	—	△28	—	△28
自己株式の取得	—	—	—	△14	—	△14
自己株式の処分	—	—	—	382	—	382
振替	—	—	858	—	—	—
その他	—	—	—	19	△0	19
所有者との取引額等合計	—	—	858	△22,471	△48	△22,518
期末残高 (2014年9月30日)	109,292	△585	108,707	539,454	3,145	542,599

	親会社の所有者に帰属する持分					その他の資本 の構成要素
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測定 する金融資産	
期首残高 (2013年4月1日)	44,986	57,954	△39,032	377,125	—	—
四半期利益	—	—	—	30,353	—	—
その他の包括利益合計	—	—	—	—	—	1,603
四半期包括利益	—	—	—	30,353	—	1,603
剰余金の配当 注記 9	—	—	—	△22,808	—	—
株式報酬取引	—	1	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	△15	—	—	—
自己株式の処分	—	△10	301	—	—	—
支配の喪失を伴わない 子会社持分の変動	—	—	—	249	—	—
振替	—	—	—	1,603	—	△1,603
その他	—	—	—	32	—	—
所有者との取引額等合計	—	△9	287	△20,923	—	△1,603
期末残高 (2013年9月30日)	44,986	57,946	△38,745	386,555	—	—

	親会社の所有者に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素			親会社の 所有者に帰属 する持分合計	非支配持分	資本合計
	在外営業 活動体の 換算差額	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	その他の資本 の構成要素 合計			
期首残高 (2013年4月1日)	44,801	△1,780	43,021	484,054	3,826	487,880
四半期利益	—	—	—	30,353	150	30,503
その他の包括利益合計	16,294	451	18,349	18,349	△44	18,305
四半期包括利益	16,294	451	18,349	48,702	106	48,808
剰余金の配当 注記 9	—	—	—	△22,808	△166	△22,974
株式報酬取引	—	—	—	1	—	1
自己株式の取得	—	—	—	△15	—	△15
自己株式の処分	—	—	—	292	—	292
支配の喪失を伴わない 子会社持分の変動	—	—	—	249	△249	—
振替	—	—	△1,603	—	—	—
その他	—	—	—	32	△569	△537
所有者との取引額等合計	—	—	△1,603	△22,248	△985	△23,233
期末残高 (2013年9月30日)	61,096	△1,330	59,766	510,507	2,947	513,455

## (5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2014年 4月 1日 至 2014年 9月30日)	前第2四半期連結累計期間 (自 2013年 4月 1日 至 2013年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	16,327	42,835
減価償却費及び償却費	18,687	20,082
減損損失	22	—
運転資本の増減額(△は増加)	6,048	△512
利息及び配当金の受取額	899	1,114
利息の支払額	△2,317	△3,224
法人所得税の支払額	△6,028	△12,110
法人所得税の還付額	3,808	198
その他	△288	△4,754
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,158	43,629
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,675	△4,563
有形固定資産の売却による収入	2,141	2,817
無形資産の取得による支出	△2,562	△10,082
金融資産の取得による支出	△4,760	△2,595
金融資産の売却・償還による収入	5,012	5,519
3か月超預金の預入による支出	△17,345	△12,373
3か月超預金の払戻による収入	11,999	38,733
支配の喪失を伴う子会社株式売却による収入	—	896
その他	121	△99
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,068	18,254
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(△は減少)	1,502	5,083
長期借入れによる収入	74,836	—
長期借入金の返済による支出	△85,304	△19,770
社債の償還による支出	—	△50,000
配当金の支払額	△22,829	△22,808
その他	△221	△499
財務活動によるキャッシュ・フロー	△32,016	△87,994
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,655	6,500
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,729	△19,611
現金及び現金同等物の期首残高	153,921	142,456
現金及び現金同等物の期末残高	155,650	122,845



## 【要約四半期連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

当社は日本国にある株式会社であり、東京証券取引所市場第一部(TSE:4523)に上場しております。

当社グループは、当社、連結子会社47社及び関連会社1社で構成され、その事業内容は、医薬品事業とその他事業に区分されております。医薬品事業では、医療用医薬品、一般用医薬品、診断用医薬品等の研究開発・製造・販売を、また、その他事業では、食品添加物、化学品等の製造・販売を行っております。

### 2. 要約四半期連結財務諸表作成の基礎

#### (1) 準拠の表明

当社は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第1条の2に掲げる「特定会社」の要件をすべて満たしているため、要約四半期連結財務諸表を同第93条の規定により、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。当要約四半期連結財務諸表は、年度の連結財務諸表で要求されるすべての情報は含んでいないため、2014年3月31日に終了した連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

#### (2) 測定的基础

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている金融商品、退職後給付制度に係る資産・負債等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

#### (3) 表示通貨及び表示単位

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しており、百万円未満を四捨五入しております。

### 3. 重要な会計方針

当要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下を除き、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

基準書及び解釈指針	強制適用開始時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用開始時期	概要
IFRS第10号 連結財務諸表	2014年1月1日	2015年3月期	投資企業が保有する投資の会計処理を規定
IFRS第12号 他の企業への関与の開示			
IAS第27号 個別財務諸表			
IAS第32号 金融商品:表示	2014年1月1日	2015年3月期	相殺表示の要件の明確化
IAS第39号 金融商品:認識及び測定	2014年1月1日	2015年3月期	デリバティブ契約更改の会計処理の改訂
IFRIC第21号 賦課金	2014年1月1日	2015年3月期	賦課金の会計処理の明確化

第1四半期連結会計期間から上記の基準書及び解釈指針を適用したことによる、当要約四半期連結財務諸表への重要な影響はありません。

### 4. 重要な会計上の見積り及び判断

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、経営者の見積り及び判断を含んでおります。

見積りの基礎となる仮定は継続的に見直しております。見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間及び将来の期間において認識しております。

当要約四半期連結財務諸表における重要な会計上の見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した見積り及び判断と同一であります。

## 5. セグメント情報

### (1) 一般情報

当社グループは、医薬品事業を構成する日本(医療用医薬品、ジェネリック医薬品、診断薬)、アメリカス(北米、中南米)、アジア(中国、韓国、台湾、インド、アセアン等)、EMEA(欧州、中東、アフリカ、オセアニア)、薬粧-日本(一般用医薬品等)の5つの事業セグメントをそれぞれ報告セグメントとしております。なお、医薬品事業に含まれない事業はその他事業としております。

報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、トップマネジメントが定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、前連結会計年度において開示されている報告セグメントの会計処理は、日本基準に準拠しておりましたが、当連結会計年度で開示している報告セグメントの会計処理は、IFRSに準拠しております。そのため、前連結会計年度の報告セグメントの会計処理についてIFRSを遡及適用しております。

### (2) 累計期間情報

当第2四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 事業 (注1)	合計
	医薬品事業							
	日本	アメリカス	アジア	EMEA	薬粧-日本	計		
外部顧客への売上収益	139,554	59,946	33,794	18,117	8,505	259,916	9,140	269,056
セグメント利益	62,269	8,376	9,275	3,098	453	83,470	2,488	85,957

前第2四半期連結累計期間(自 2013年4月1日 至 2013年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 事業 (注1)	合計
	医薬品事業							
	日本	アメリカス	アジア	EMEA	薬粧-日本	計		
外部顧客への売上収益	160,044	81,316	28,089	15,123	9,549	294,121	10,334	304,456
セグメント利益	83,257	16,465	6,908	1,553	1,766	109,949	4,362	114,311

(注1) その他事業は、医薬品原料などに係る事業であります。

報告セグメント合計額と要約四半期連結財務諸表計上額との差額に関する情報

(単位:百万円)

利益	当第2四半期連結累計期間 (自 2014年 4月 1日 至 2014年 9月30日)	前第2四半期連結累計期間 (自 2013年 4月 1日 至 2013年 9月30日)
報告セグメント計	83,470	109,949
その他事業	2,488	4,362
研究開発費(注1)	△62,099	△67,782
親会社の本社管理費等(注2)	△5,838	△1,648
要約四半期連結損益計算書の営業利益	18,020	44,881

(注1) 当社グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分していません。

(注2) 親会社の本社管理費等は、当社グループ全体の運営に係る費用等であるため、セグメントに配分していません。

## (3) 会計期間情報

当第2四半期連結会計期間(自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 事業 (注1)	合計
	医薬品事業							
	日本	アメリカス	アジア	EMEA	薬粧-日本	計		
外部顧客への売上収益	65,860	34,540	17,505	9,277	4,733	131,915	4,311	136,227
セグメント利益	28,589	8,290	4,966	2,020	617	44,482	1,164	45,645

前第2四半期連結会計期間(自 2013年7月1日 至 2013年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 事業 (注1)	合計
	医薬品事業							
	日本	アメリカス	アジア	EMEA	薬粧-日本	計		
外部顧客への売上収益	78,967	40,037	14,719	7,454	5,361	146,538	5,070	151,608
セグメント利益	40,351	7,772	3,870	807	1,263	54,063	1,714	55,776

(注1) その他事業は、医薬品原料などに係る事業であります。

報告セグメント合計額と要約四半期連結財務諸表計上額との差額に関する情報

(単位:百万円)

利益	当第2四半期連結会計期間 (自 2014年 7月 1日 至 2014年 9月30日)	前第2四半期連結会計期間 (自 2013年 7月 1日 至 2013年 9月30日)
報告セグメント計	44,482	54,063
その他事業	1,164	1,714
研究開発費(注1)	△32,999	△30,514
親会社の本社管理費等(注2)	△3,092	1,051
要約四半期連結損益計算書の営業利益	9,555	26,313

(注1) 当社グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分していません。

(注2) 親会社の本社管理費等は、当社グループ全体の運営に係る費用等であるため、セグメントに配分していません。

6. 1株当たり四半期利益

(1) 基本的1株当たり四半期利益

各第2四半期連結累計期間における基本的1株当たり四半期利益の算定の基礎は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2014年 4月 1日 至 2014年 9月30日)	前第2四半期連結累計期間 (自 2013年 4月 1日 至 2013年 9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(百万円)	10,413	30,353
期中平均普通株式数(千株)	285,300	285,145
基本的1株当たり四半期利益(円)	36.50	106.45

各第2四半期連結会計期間における基本的1株当たり四半期利益の算定の基礎は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結会計期間 (自 2014年 7月 1日 至 2014年 9月30日)	前第2四半期連結会計期間 (自 2013年 7月 1日 至 2013年 9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(百万円)	4,735	18,101
期中平均普通株式数(千株)	285,324	285,165
基本的1株当たり四半期利益(円)	16.59	63.48

(2) 希薄化後1株当たり四半期利益

各第2四半期連結累計期間における希薄化後1株当たり四半期利益の算定の基礎は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2014年 4月 1日 至 2014年 9月30日)	前第2四半期連結累計期間 (自 2013年 4月 1日 至 2013年 9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(百万円)	10,413	30,353
四半期利益調整額(百万円)	—	—
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期利益 (百万円)	10,413	30,353
期中平均普通株式数(千株)	285,300	285,145
ストック・オプションに係る調整株数(千株)	280	309
希薄化後の期中平均普通株式数(千株)	285,579	285,454
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	36.46	106.33

各第2四半期連結会計期間における希薄化後1株当たり四半期利益の算定の基礎は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結会計期間 (自 2014年 7月 1日 至 2014年 9月30日)	前第2四半期連結会計期間 (自 2013年 7月 1日 至 2013年 9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(百万円)	4,735	18,101
四半期利益調整額(百万円)	—	—
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期利益 (百万円)	4,735	18,101
期中平均普通株式数(千株)	285,324	285,165
ストック・オプションに係る調整株数(千株)	311	299
希薄化後の期中平均普通株式数(千株)	285,636	285,464
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	16.58	63.41

7. 社債及び借入金

当第2四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における社債及び借入金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (2014年9月30日)	前連結会計年度末 (2014年3月31日)
非流動負債		
社債	—	29,979
長期借入金(注1)	191,662	165,761
小計	191,662	195,740
流動負債		
1年内償還予定社債	29,988	—
短期借入金	7,718	6,207
1年内返済予定長期借入金(注1)	10,945	45,286
小計	48,651	51,493
合計	240,313	247,233

(注1) 無担保の長期借入金であり、一部の借入金には一定の財務制限条項が付与されております。当第2四半期連結会計期間末における長期借入金の最終返済期限は2020年8月であり、金利スワップ取引考慮後の長期借入金の加重平均利率は1.52%、1年内返済予定長期借入金の加重平均利率は3.81%であります。

8. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値の算定方法

当要約第2四半期連結財務諸表において使用する主な金融資産・負債の公正価値の算定方法は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において使用した算定方法と同一であります。

(2) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当社グループにおける金融資産・負債の公正価値の測定レベル及び公正価値ヒエラルキーのレベル別内訳は、次のとおりであります。

レベル1:活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2:レベル1以外の、観察可能な価格を直接、または間接的に使用して算定された公正価値

レベル3:観察不能なインプットを含む評価技法から算定された公正価値

当第2四半期連結会計期間末(2014年9月30日)

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<金融資産>				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資信託	—	4,023	—	4,023
債券	—	1,161	—	1,161
その他	—	3,922	—	3,922
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	27,714	—	4,669	32,384
合計	27,714	9,105	4,669	41,489
<金融負債>				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	1,111	—	1,111
合計	—	1,111	—	1,111

前連結会計年度末(2014年3月31日)

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>&lt;金融資産&gt;</b>				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資信託	—	3,387	—	3,387
債券	—	1,711	—	1,711
その他	—	3,871	—	3,871
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	29,177	—	4,569	33,746
合計	29,177	8,969	4,569	42,715
<b>&lt;金融負債&gt;</b>				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	1,443	—	1,443
合計	—	1,443	—	1,443

## 9. 配当

各第2四半期連結累計期間において当社が支払った普通株式に関する配当金は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2014年 4月 1日 至 2014年 9月30日)	前第2四半期連結累計期間 (自 2013年 4月 1日 至 2013年 9月30日)
期末配当(1株当たり配当額)	22,829 (80円)	22,808 (80円)

配当基準日が各第2四半期連結累計期間であるものの、効力発生日が各第2四半期連結累計期間の末日後となる普通株式に関する配当金は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2014年 4月 1日 至 2014年 9月30日)	前第2四半期連結累計期間 (自 2013年 4月 1日 至 2013年 9月30日)
中間配当(1株当たり配当額)	19,981 (70円)	19,970 (70円)

(注1) 当連結会計年度における中間配当に関する効力発生日は2014年11月17日であります。

## 10. 財務諸表の承認

当社代表執行役CEOである内藤晴夫及び代表執行役CFOである清水初は、2014年11月13日付で当要約四半期連結財務諸表を承認しております。

## 2【その他】

2014年10月30日開催の当社取締役会において、2014年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、第103期(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)の中間配当を行う旨を決議いたしました。配当金の総額及び1株当たりの金額は、「1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 9. 配当」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度における中間配当には、役員報酬BIP信託として保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2014年11月13日

エーザイ株式会社

代表執行役CEO 内藤 晴夫 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下江 修行 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東川 裕樹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉本 健太郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2014年7月1日から2014年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2014年4月1日から2014年9月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

## 要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の2014年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2014年11月13日
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役CEO 内藤 晴夫
【最高財務責任者の役職氏名】	代表執行役CFO 清水 初
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役CEOである内藤晴夫及び最高財務責任者である清水初は、当社の第103期第2四半期(自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。